

令和8年4月1日～：料金表（税抜）

令和8年5月検針分（6月請求）～

種別	用途別	基本料金（1月につき）		超過料金（1立法メートルにつき）
		水 量	料 金	
専用給水装置	家庭用	8立方メートルまで	1,235円	9～20立法メートル 240円
				21～100立法メートル 267円
				101～300立法メートル 306円
				301立法メートル以上 336円
	連合専用給水装置を使用するものは、料金算定の基礎となる 使用水量は各世帯均等に使用したものとみなす。			
	親メーター	子メーターとの差水 が出た場合	1立法メートルにつき	292円
	営業用	10立方メートルまで	1,978円	11～30立法メートル 267円
				31～100立法メートル 306円
				101～300立法メートル 336円
				301立法メートル以上 361円
	連合専用給水装置を使用するものは、料金算定の基礎となる 使用水量は各世帯均等に使用したものとみなす。			
臨時給水栓 船舶用給水栓 私設消火栓 共用給水装置	官公署用	10立方メートルまで	2,237円	11～100立法メートル 306円
				101～300立法メートル 336円
				301～500立法メートル 361円
				501立法メートル以上 399円
	基地用	10立方メートルまで	2,302円	11～100立法メートル 313円
				101～300立法メートル 346円
				301～500立法メートル 373円
				501立法メートル以上 412円
	臨時用	1立法メートルにつき	643円	
	船舶用	1立法メートルにつき	445円	
	演習用	1個 1回3分ごとに	382円	
	家庭用	1世帯当たりの料金は家庭用を適用し、料金算定の基礎となる 使用水量は、各世帯均等に使用したものとみなす。		